

**【特集】シンポジウム「統計的・計量経済学的手法と法制度」****本シンポジウムのねらい**

藤田 友敬

本グローバル COE プログラムの最終的な目的は、実定法学を実証に基礎を置いた規範研究へと発展させることにある<sup>(1)</sup>。なぜ「ソフトローの研究」を標榜するプログラムが、そういう目的と性格を持つに至ったかという点については、すでに何度も説明してきたので<sup>(2)</sup>、ここでは詳細は省略するが、一言で言えば、「ソフトローを対象とする研究プロジェクト」から「ソフトローの研究を可能にするような方法論（＝実証に基礎を置く社会科学としての規範研究）を採求するプロジェクト」へ変容していったことにある。

わが国では、法社会学等の一部に限られた領域を除くと、法的ルールの機能やその背後にある実態に関して、実証的な検討をする作業は、あまり行われてこなかった。民法とか商法とかいった実定法と呼ばれる領域での研究では、日々膨大な著作が生み出され、複雑で詳細な議論が展開されているにもかかわらず、実証的な要素を伴う著作は少ない。しかしこの領域にも、遅かれ早かれ、学術研究としての実証研究——ここで「実証研究」というのは、項目の設定のいいかげんなアンケート調査だとか、業界の人に適当に聞いて回ったりする実態調査ではない、もう少し学問的基礎のある方法論に基づく研究を指す——が導入されて来ることは避けられないと思われる。それはアカデミックな法学研究についての国際的な一大潮流でもある。

本日のシンポジウムは、まさにそういう実証研究の手法の一つである計量経済学あるいは統計的手法の利用に関するものである。取り扱われる素材は、いずれも会社法の領域のルールあるいは現象である。もちろん実証研究の手法は計量経済学あるいは統計学に限られるわけではないし、また計量経済学・統計的手法が利用できるのが会社法に限られるわけでもない。しかし、学問的な基礎をもった実証研究の手法の典型として計量経済学あるいは統計的手法を持ち出すことは自然であるし、このような手法の利用が試みられる対象として、会社法や証券法が取り上げられるのもそれほど不思議ではない。すでに計量経済学的手法を用いたコーポレート・ガバナンス等の実証研究は、欧米で

は膨大な蓄積があり<sup>(3)</sup>、わが国でも次第に増えてきているからである<sup>(4)</sup>。

本日のシンポジウムは3つのセッションからなる。第1セッションは、裁判過程における実証研究の手法の利用である。計量経済学的・統計的手法の法制度への応用といっても、それが裁判で用いられる場合と、立法の提言の前提としての基礎的研究に用いられる場合とでは、かなり様相が異なる。裁判における場合の利用では、当事者は裁判所に対して、計量経済学的あるいは統計的手法を用いた証拠を採用させようとする。自分の利益のために、場合によっては実証的なデータからは本来出てこないような主張が、さも実証的に裏付けられたかのような装いのもとで証拠として提出されることも考えられる。ここでの中心的なテーマは、計量経済学的あるいは統計的手法には、会社法をめぐる紛争においてどういう形での利用方法が考えられ、そこにはどういう留意点があるのかといったことを整理し、この種の立証方法を前に裁判所が困惑することがなく適切に対応することができるような環境を整えることにある。今回は、いわゆる株式買取請求事件を例に取り上げることとしたい。

これに対して立法の基礎的なデータの提供の目的で計量経済学的あるいは統計的手法が用いられる場合には、研究者の行う通常の実証研究に近い性格の作業である。今日取り上げるのは、今まさに法制審議会で議論がなされている<sup>(5)</sup>社外取締役の意義、取締役会の構成に関わる実証研究である。外国の研究まで含めると相当議論の蓄積のあるテーマだが、これまで一体何を対象に、どのような手法を用いた研究が行われたのか、その結果何が明らかにされてきているのか、そして何が分かっていないのかといったことを確認できればと考えている。

最後に、第3セッションでは、ファイナンスの領域でしばしば用いられてきており、また会社法の領域でも今後用いられるであろうと予想されるイベントスタディと呼ばれる実証研究手法について、その意義と留意点に触れることになる。本日の参加者は法律家が大多数だろうという前提で、こういうセッションを設けた。論理的には、第1、第2セッションの前提となる話である。

本日の報告はいずれも、実証研究を踏まえたルール設計や運用に関する具体的な提言にまでは至っていない。そういう意味では、本当の課題はこれから

ということになるのかもしれないが、まずは、会社法の領域において今後どう  
いう議論がなされていくか、なされていく必要があるかということの紹介の役  
割を果たせれば幸いである。

- (1) 当プログラムのウェブサイト (<http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp>) 参照。
- (2) 藤田友敬「ソフトロー・プロジェクト：その意義とこれまでの歩み」ソフトロー研究 18 号 2-3 頁 (2011 年)、藤田友敬「ソフトロー・プロジェクト：その意義とこれまでの歩み」ソフトロー研究 16 号 1-3 頁 (2010 年)。
- (3) それらの研究の概観として、Marco Becht, Patrick Bolton, and Ailsa Röell (井上光太郎訳)「コーポレートガバナンスと会社支配」『金融経済学ハンドブック(1)』(丸善, 2006 年) 1-119 頁参照。
- (4) たとえば、「特集 コーポレート・ガバナンスと実証分析 会社法への示唆」商事法務 1874 号 4 頁 (2009 年) 所収の諸論文参照。
- (5) 本シンポジウムの開催時点 (2012 年 3 月) の状況。